

新 旧 対 照 表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>高知県林業研修支援事業費補助金交付要綱</p> | <p>高知県林業研修支援事業費補助金交付要綱</p> |
| <p>第1条～第3条 略</p> <p>(研修期間)</p> <p>第4条 補助事業の対象とする研修の期間は、長期<u>研修を</u>実施する場合、研修生1名につき6月以上1年以内とし、1月における研修日数は、原則として20日以上とする。また、短期<u>研修を</u>実施する場合は、おおむね1月の期間内で20日間以上の研修を実施するものとする。</p> <p>ただし、天候又は事故等のやむを得ない理由が生じ、かつ就業するために必要な技能を習得するうえで問題がない場合は、この限りでない。</p> <p>(研修内容の検討及び状況確認)</p> <p>第5条 補助事業者は、研修の実施に当たっては、補助事業者、林業事業者等からなる協議会等において、研修内容の検討、研修受入事業者の選定、対象研修生の選考方法、待遇等について検討を行うとともに、事前に研修生個別の研修計画を作成した上で、定期的に研修実施状況の確認を行い、研修終了後は、研修日誌を第14条の補助金実績報告書に添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>第6条～第14条 略</p> <p>(研修終了後の報告等)</p> <p>第15条 補助事業者は、長期研修を終了した場合は、別記第4号様式による就業状況報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の就業状況報告書は、研修終了後の2年間について、毎年1月末及び7月末までにその直前の6月（これを下回る期間の場合は、その期間）の就業状況を報告するものとし、作業状況報告書は、研修終了後の2年間について、1年毎に作業状況を報告するものとする。</p> <p>第16条～第21条 略</p> | <p>第1条～第3条 略</p> <p>(研修期間)</p> <p>第4条 補助事業の対象とする研修の期間は、長期<u>間</u>で実施する場合、研修生1名<u>又は研修生グループ1組</u>につき6月以上1年以内とし、1月における研修日数は、原則として20日以上とする。また、短期<u>間</u>で実施する場合は、おおむね1月の期間内で20日間以上の研修を実施するものとする。</p> <p>ただし、天候又は事故等のやむを得ない理由が生じ、かつ就業するために必要な技能を習得するうえで問題がない場合は、この限りでない。</p> <p>(研修内容の検討及び状況確認)</p> <p>第5条 補助事業者は、研修の実施に当たっては、補助事業者、林業事業者等からなる協議会等において、研修内容の検討、研修受入事業者の選定、対象研修生の選考方法、待遇等について検討を行うとともに、事前に研修生<u>又は研修生グループ</u>個別の研修計画を作成した上で、定期的に研修実施状況の確認を行い、研修終了後は、研修日誌を第14条の補助金実績報告書に添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>第6条～第14条 略</p> <p>(研修終了後の報告等)</p> <p>第15条 補助事業者は、長期<u>間で実施する</u>研修を終了した場合は、別記第4号様式による就業状況報告書（<u>グループ型研修生については別記第4号様式の2による作業状況報告書</u>）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の就業状況報告書は、研修終了後の2年間について、毎年1月末及び7月末までにその直前の6月（これを下回る期間の場合は、その期間）の就業状況を報告するものとし、作業状況報告書は、研修終了後の2年間について、1年毎に作業状況を報告するものとする。</p> <p>第16条～第21条 略</p> |

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月14日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条第2号、第13条、第17条、第18条及び第20条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年3月23日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月23日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年3月24日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月14日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条第2号、第13条、第17条、第18条及び第20条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年3月23日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月23日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から適用する。

別表第1（第3条、第17条関係）

| 事業の種類 | 長期研修 | 短期研修 |
|-----------|--|---|
| | 対象研修生（いずれにも当てはまる者とする） | <p>(1) 森林整備等のために、補助事業者が必要と認める者（過去に同種の研修助成金を受けた者を除く。ただし、過去に本事業の短期研修を受けた者が、長期研修を受ける場合は、この限りではない。）。</p> <p>(2) 研修開始年度の4月1日現在において18歳以上65歳未満である者。ただし、補助事業者において、この範囲内において別に年齢制限を定めることを妨げない。</p> <p>(3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者。</p> |
| 研修終了後の報告等 | 研修終了後の2年間について、毎年1月末及び7月末までにその直前の6月（これを下回る期間の場合は、その期間）の就業状況を報告する。 | |
| 補助金の返還等 | <p>知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情として知事が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 受入事業者が、研修生が林業に就業するために必要な技能を習得することができないと判断し、研修を中止したとき。</p> <p>(2) 研修生が、研修終了後1年以内に、県内の林業事業者（原則、受入事業者）と常勤雇用契約の締結を行わなかったとき。</p> <p>(3) 研修生が、県内の林業事業者での就業を1年以上継続しなかったとき。</p> | |
| 補助対象経費 | <p>(1) 補助対象経費は、補助事業者が定める規程、要綱等の規定に基づき研修生に支給する研修助成金等とする。</p> <p>(2) 研修助成金の使途は、林業研修に要する図書教材費、研修受講費、林業資材購入費、保険料及び研修中の生活費のうち、知事が適当であると認めるものとする。</p> | |
| 補助対象経費上限額 | 研修生1人当たり月額15万円 | 研修生1人当たり15万円 |
| 補助率 | 2分の1以内 | |

別表第1（第3条、第17条関係）

| 事業の種類 | 長期 | | 短期 |
|-----------------------|--|---|--|
| | 個人型研修 | グループ型研修 | 個人型研修 |
| 対象研修生（いずれにも当てはまる者とする） | <p>(1) 森林整備等のために、補助事業者が必要と認める者（過去に同種の研修助成金を受けた者を除く。ただし、過去に本事業の短期研修を受けた者が、長期研修を受ける場合は、この限りではない。）。</p> <p>(2) 研修開始年度の4月1日現在において18歳以上65歳未満である者。ただし、補助事業者において、この範囲内において別に年齢制限を定めることを妨げない。</p> <p>(3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者。</p> | | <p>(4) 研修開始時点において、林業に従事していない者。</p> <p>(5) 林業就業経験が通算1年未満の者。</p> |
| 研修終了後の報告等 | 研修終了後の2年間について、毎年1月末及び7月末までにその直前の6月（これを下回る期間の場合は、その期間）の就業状況を報告する。 | <p>(4) 高知県小規模林業推進協議会の会員である者。</p> <p>(5) 小規模林業等を行う任意団体等に所属しており、かつ、団体内の3名から成るグループで研修を受けようとする者。※1</p> <p>(6) 研修開始時点において、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条に基づき都道府県知事が認定した事業者（以下「認定事業者」という。）又は林業を主として行う営利法人に常勤雇用され林業に従事していない者若しくはその役員ではない者。</p> <p>(7) 研修を終了した日から1年以内に、県内で60日以上林業に従事することができる者。また、その計画を策定できる者。</p> | <p>(4) 研修開始時点において、林業に従事していない者。</p> <p>(5) 林業就業経験が通算1年未満の者</p> |
| 補助金の返還等 | <p>知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情として知事が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 受入事業者が、研修生が林業に就業するために必要な技能を習得することができないと判断し、研修を中止したとき。</p> <p>(2) 研修生が、研修終了後1年以内に、県内の林業事業者（原則、受入事業者）と常勤雇用契約の締結を行わなかったとき。</p> <p>(3) 研修生が、県内の林業事業者での就業を1年以上継続しなかったとき。</p> | <p>(1) 受入事業者が、研修生が林業に就業するために必要な技能を習得することができないと判断し、研修を中止したとき。</p> <p>(2) 研修生グループに欠員が発生し、研修を休止又は中止したとき。</p> <p>(3) 研修生が、研修を終了した日の翌日から1年以内に、県内で60日以上グループで林業に従事しなかったとき。</p> | |
| 補助対象経費 | <p>(1) 補助対象経費は、補助事業者が定める規程、要綱等の規定に基づき研修生に支給する研修助成金等とする。</p> <p>(2) 研修助成金の使途は、林業研修に要する図書教材費、研修受講費、林業資材購入費、保険料及び研修中の生活費のうち、知事が適当であると認めるものとする。</p> | | |
| 補助対象経費上限額 | 研修生1人当たり月額15万円 | | 研修生1人当たり15万円 |
| 補助率 | 2分の1以内 | | |

| | | | |
|-----------|---------------------------|--|----------------------------|
| 受入事業体への支援 | 対象受入事業体（いずれにも当てはまる事業体とする） | (1) 認定事業体。 (2) 受入事業体の代表者が対象研修生の1親等又は2親等に該当しない事業体。 (3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない事業体。 (4) 研修指導者として、原則、当該事業体で5年以上の実務経験を有した者を指名できる事業体。 | |
| | 補助対象経費 | 補助対象経費は、補助事業者が定める規程、要綱等の規定に基づき研修受入事業体に支給する研修指導助成金等とする。（研修指導者は、原則、当該事業体で5年以上の実務経験を有した者の中から代表者が指名する。） | |
| | 補助対象経費上限額 | 研修受入事業体に対して月額5万円とする。 ただし、受入事業体が、複数の研修生に対して複数の従業員で研修を受け入れる場合は、研修生1人当たり5万円とする。 | 研修受入事業体に対して研修生一人当たり5万円とする。 |
| | 補助率 | 2分の1以内 | |

| | | | | |
|-----------|---------------------------|--|--|----------------------------|
| 受入事業体への支援 | 対象受入事業体（いずれにも当てはまる事業体とする） | (1) 認定事業体。 (2) 受入事業体の代表者が対象研修生の1親等又は2親等に該当しない事業体。 (3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない事業体。 (4) 研修指導者として、原則、当該事業体で5年以上の実務経験を有した者を指名できる事業体。 | | |
| | 補助対象経費 | 補助対象経費は、補助事業者が定める規程、要綱等の規定に基づき研修受入事業体に支給する研修指導助成金等とする。（研修指導者は、原則、当該事業体で5年以上の実務経験を有した者の中から代表者が指名する。） | | |
| | 補助対象経費上限額 | 研修受入事業体に対して月額5万円とする。ただし、受入事業体が、複数の研修生に対して複数の従業員で研修を受け入れる場合は、研修生1人当たり5万円とする。 | <u>研修受入事業体に対して月額10万円とする。ただし、受入事業体が、複数の研修生グループに対して複数の従業員で研修を受け入れる場合は、研修生グループ1組当たり10万円とする。</u> | 研修受入事業体に対して研修生一人当たり5万円とする。 |
| | 補助率 | 2分の1以内 | | |

※1. グループ型研修は、3名一組として研修を受けることとし、研修期間中に欠員が発生した場合は、原則、欠員が解消されるまでの期間研修を休止するか、研修中止とすること。

別記
第1号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事

様

市町村長

令和 年度高知県林業研修支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において、高知県林業研修支援事業を実施したいので、高知県林業研修支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の経費区分

| 総事業費 | 補助対象経費 | 補助対象経費の負担区分 | | |
|------|--------|-------------|------|-----|
| | | 県補助金 | 市町村費 | その他 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

別記
第1号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事

様

市町村長

令和 年度高知県林業研修支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において、高知県林業研修支援事業を実施したいので、高知県林業研修支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の経費区分

| 総事業費 | 補助対象経費 | 補助対象経費の負担区分 | | |
|------|--------|-------------|------|-----|
| | | 県補助金 | 市町村費 | その他 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

3 事業実施計画書

| 市町村名 | | 担当部署 担当者職氏名 | | |
|-----------|---|----------------|------|-----|
| 協議会等の検討内容 | (注) 協議会等の構成員、開催時期、協議内容(研修生及び研修受入事業体の選定、研修内容の検討、研修生の待遇方法の検討、研修実施状況の確認方法の検討等)を記入してください。 | | | |
| 受入事業体 | (注) 受入事業体の概要(名称及び代表者名、研修指導員の氏名、年齢、就業経験年数、経営概要、研修生受入態勢等)を記入してください。 | | | |
| 研修生 | (注) 研修生の概要(氏名、年齢、新規学卒及びU・Iターン別、県内外出身者別、林業経験、将来目標、研修希望内容等)を記入してください。 | | | |
| 研修内容 | (注) 研修内容、研修生指導方法等を記入してください。 | | | |
| 研修予定期間 | 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 | | | |
| 本年度の研修期間 | 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 | | | |
| 市町村支援内容 | (注) 市町村の支援内容(助成方法、助成金額、研修生の待遇内容、研修実施状況の把握方法等)を記入してください。 | | | |
| その他 | (注) その他必要な事項を記入してください。 | | | |
| 予算議決日 | 令和 年 月 日(予定) | | | |
| 総事業費 | 補助対象経費 | 補助対象経費の負担区分 | | |
| | | 県補助金 | 市町村費 | その他 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 |

- (注) 1 研修生ごとに作成してください。
 2 補助対象経費の上段に研修助成金を、下段に研修指導費助成金の額を記入してください。
 3 各項目とも、必要に応じて別紙に記載しても構いません。

3 事業実施計画書

| 市町村名 | | 担当部署 担当者職氏名 | | |
|-----------|---|----------------|------|-----|
| 協議会等の検討内容 | (注) 協議会等の構成員、開催時期、協議内容(研修生及び研修受入事業体の選定、研修内容の検討、研修生の待遇方法の検討、研修実施状況の確認方法の検討等)を記入してください。 | | | |
| 受入事業体 | (注) 受入事業体の概要(名称及び代表者名、研修指導員の氏名、年齢、就業経験年数、経営概要、研修生受入態勢等)を記入してください。 | | | |
| 研修生 | (注) 研修生又は <u>研修生グループ</u> の概要(氏名、年齢、新規学卒及びU・Iターン別、県内外出身者別、林業経験、将来目標、研修希望内容等)を記入してください。 <u>グループ研修生の場合は、所属団体名の他、前述の事項について各個人ごとに記入してください。</u> | | | |
| 研修内容 | (注) 研修内容、研修生指導方法等を記入してください。 | | | |
| 研修予定期間 | 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 | | | |
| 本年度の研修期間 | 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 | | | |
| 市町村支援内容 | (注) 市町村の支援内容(助成方法、助成金額、研修生の待遇内容、研修実施状況の把握方法等)を記入してください。 | | | |
| その他 | (注) その他必要な事項を記入してください。 | | | |
| 予算議決日 | 令和 年 月 日(予定) | | | |
| 総事業費 | 補助対象経費 | 補助対象経費の負担区分 | | |
| | | 県補助金 | 市町村費 | その他 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 |

- (注) 1 研修生又は研修生グループごとに作成してください。
 2 補助対象経費の上段に研修助成金を、下段に研修指導費助成金の額を記入してください。
 3 各項目とも、必要に応じて別紙に記載しても構いません。

4 収支予算書

(1) 収入の部

| 区 分 | 予 算 額 | 備 考 |
|------|-------|-----|
| 県補助金 | 円 | |
| 市町村費 | 円 | |
| その他 | 円 | |
| 計 | 円 | |

(2) 支出の部

| 区 分 | 予 算 額 | 備 考 (積算根拠等) |
|-------------|-------|----------------|
| 研修助成金 | 円 | |
| 研修指導 助成金 | 円 | |
| その他 | 円 | |
| 計 | 円 | |

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

補助事業者

5 添付書類

- (1) 高知県林業研修支援事業実施要領第2に規定する研修計画
- (2) 補助事業者の補助金交付に関する条件等を規定した規則又は要綱
- (3) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書等（研修生及び受入事業体）
- (4) 誓約書兼同意書（別添1及び別添2）（研修生及び受入事業体）
- (5) 上記（1）から（4）までに掲げるもののほか、事業実施内容の説明に必要な資料等

4 収支予算書

(1) 収入の部

| 区 分 | 予 算 額 | 備 考 |
|------|-------|-----|
| 県補助金 | 円 | |
| 市町村費 | 円 | |
| その他 | 円 | |
| 計 | 円 | |

(2) 支出の部

| 区 分 | 予 算 額 | 備 考 (積算根拠等) |
|-------------|-------|----------------|
| 研修助成金 | 円 | |
| 研修指導 助成金 | 円 | |
| その他 | 円 | |
| 計 | 円 | |

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

補助事業者

5 添付書類

- (1) 高知県林業研修支援事業実施要領第2に規定する研修計画
- (2) 補助事業者の補助金交付に関する条件等を規定した規則又は要綱
- (3) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書等（研修生及び受入事業体）
- (4) 誓約書兼同意書（別添1及び別添2）（研修生及び受入事業体）
- (5) 所屬する任意団体等の規約、会員名簿等（グループ型研修生）
- (6) 上記（1）から（5）までに掲げるもののほか、事業実施内容の説明に必要な資料等

別添1の1（長期研修を実施する場合）

誓約書兼同意書

私は、高知県林業研修支援事業費補助金の申請にあたり、高知県林業研修支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守し、雇用就業するため、研修に励むことを誓約します。

また、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について 市（町村）に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

研修生
住所
氏名（自署）

別添1の1（長期間の研修を実施する場合）

誓約書兼同意書

私は、高知県林業研修支援事業費補助金の申請にあたり、高知県林業研修支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守し、雇用就業するため、研修に励むことを誓約します。

また、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について 市（町村）に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

研修生
住所
氏名（自署）

別添1の2（短期研修を実施する場合）

誓約書兼同意書

私は、高知県林業研修支援事業費補助金の申請にあたり、高知県林業研修支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守し、研修に励むことを誓約します。

また、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について 市（町村）に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・農業改良資金貸付金償還金
- ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

研修生
住所
氏名（自署）

別添1の2（短期間の研修を実施する場合）

誓約書兼同意書

私は、高知県林業研修支援事業費補助金の申請にあたり、高知県林業研修支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守し、研修に励むことを誓約します。

また、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について 市（町村）に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・農業改良資金貸付金償還金
- ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

研修生
住所
氏名（自署）

別添2

誓約書兼同意書

私は、高知県林業研修支援事業費補助金の申請にあたり、高知県林業研修支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守し、研修生への指導にあたることを誓約します。

また、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について 市（町村）に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

受入事業体
住所
氏名（自署）

別添2

誓約書兼同意書

私は、高知県林業研修支援事業費補助金の申請にあたり、高知県林業研修支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守し、研修生への指導にあたることを誓約します。

また、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について 市（町村）に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

受入事業体
住所
氏名（自署）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県林業研修支援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は変更決定通知）がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県林業研修支援事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、申請します。

記

1 変更の理由

2 補助金変更交付申請額
金 円

3 変更の内容

| 区分 | 総事業費 | 補助対象経費 | 補助対象経費の負担区分 | | |
|-------------|------|--------|-------------|------|-----|
| | | | 県補助金 | 市町村費 | その他 |
| 当初A | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 変更B | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 増減 (B-A) | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県林業研修支援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は変更決定通知）がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県林業研修支援事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、申請します。

記

1 変更の理由

2 補助金変更交付申請額
金 円

3 変更の内容

| 区分 | 総事業費 | 補助対象経費 | 補助対象経費の負担区分 | | |
|-------------|------|--------|-------------|------|-----|
| | | | 県補助金 | 市町村費 | その他 |
| 当初A | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 変更B | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 増減 (B-A) | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

4 事業実施計画書（変更）

| 市町村名 | | 担当部署 担当者職氏名 | | |
|-----------|--|----------------|------|-----|
| 協議会等の検討内容 | （注）協議会等の構成員、開催時期、協議内容（研修生及び研修受入事業体の選定、研修内容の検討、研修生の待遇方法の検討、研修実施状況の確認方法の検討等）を記入してください。 | | | |
| 受入事業体 | （注）受入事業体の概要（名称及び代表者名、研修指導員の氏名、年齢、就業経験年数、経営概要、研修生受入態勢等）を記入してください。 | | | |
| 研修生 | （注）研修生の概要（氏名、年齢、新規学卒及びU・Iターン別、県内外出身者別、林業経験、将来目標、研修希望内容等）を記入してください。 | | | |
| 研修内容 | （注）研修内容、研修生指導方法等を記入してください。 | | | |
| 研修予定期間 | 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 | | | |
| 本年度の研修期間 | 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 | | | |
| 市町村支援内容 | （注）市町村の支援内容（助成方法、助成金額、研修生の待遇内容、研修実施状況の把握方法等）を記入してください。 | | | |
| その他 | （注）その他必要な事項を記入してください。 | | | |
| 予算議決日 | 令和 年 月 日（予定） | | | |
| 総事業費 | 補助対象経費 | 補助対象経費の負担区分 | | |
| | | 県補助金 | 市町村費 | その他 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 |

- (注) 1 研修生ごとに作成してください。
 2 補助対象経費の上段に研修助成金を、下段に研修指導費助成金の額を記入してください。
 3 各項目とも、必要に応じて別紙に記載しても構いません。
 4 変更前の内容を上段に括弧書きで記入してください。

4 事業実施計画書（変更）

| 市町村名 | | 担当部署 担当者職氏名 | | |
|-----------|--|----------------|------|-----|
| 協議会等の検討内容 | （注）協議会等の構成員、開催時期、協議内容（研修生及び研修受入事業体の選定、研修内容の検討、研修生の待遇方法の検討、研修実施状況の確認方法の検討等）を記入してください。 | | | |
| 受入事業体 | （注）受入事業体の概要（名称及び代表者名、研修指導員の氏名、年齢、就業経験年数、経営概要、研修生受入態勢等）を記入してください。 | | | |
| 研修生 | （注）研修生又は研修生グループの概要（氏名、年齢、新規学卒及びU・Iターン別、県内外出身者別、林業経験、将来目標、研修希望内容等）を記入してください。 <u>グループ研修生の場合は、所属団体名その他、前述の事項について各個人ごとに記入してください。</u> | | | |
| 研修内容 | （注）研修内容、研修生指導方法等を記入してください。 | | | |
| 研修予定期間 | 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 | | | |
| 本年度の研修期間 | 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 | | | |
| 市町村支援内容 | （注）市町村の支援内容（助成方法、助成金額、研修生の待遇内容、研修実施状況の把握方法等）を記入してください。 | | | |
| その他 | （注）その他必要な事項を記入してください。 | | | |
| 予算議決日 | 令和 年 月 日（予定） | | | |
| 総事業費 | 補助対象経費 | 補助対象経費の負担区分 | | |
| | | 県補助金 | 市町村費 | その他 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 |

- (注) 1 研修生又は研修生グループごとに作成してください。
 2 補助対象経費の上段に研修助成金を、下段に研修指導費助成金の額を記入してください。
 3 各項目とも、必要に応じて別紙に記載しても構いません。
 4 変更前の内容を上段に括弧書きで記入してください。

5 収支予算書（変更）

(1) 収入の部

| 区 分 | 予 算 額 | 備 考 |
|------|-------|-----|
| 県補助金 | 円 | |
| 市町村費 | 円 | |
| その他 | 円 | |
| 計 | 円 | |

(2) 支出の部

| 区 分 | 予 算 額 | 備 考 (積算根拠等) |
|-------------|-------|----------------|
| 研修助成金 | 円 | |
| 研修指導 助成金 | 円 | |
| その他 | 円 | |
| 計 | 円 | |

(注) 変更前の内容を上段に括弧書きで記入してください。

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

補助事業者

6 添付書類

- (1) 高知県林業研修支援事業実施要領第2に規定する研修計画
- (2) 上記に掲げるもののほか、事業の変更内容の説明に必要な資料等

5 収支予算書（変更）

(1) 収入の部

| 区 分 | 予 算 額 | 備 考 |
|------|-------|-----|
| 県補助金 | 円 | |
| 市町村費 | 円 | |
| その他 | 円 | |
| 計 | 円 | |

(2) 支出の部

| 区 分 | 予 算 額 | 備 考 (積算根拠等) |
|-------------|-------|----------------|
| 研修助成金 | 円 | |
| 研修指導 助成金 | 円 | |
| その他 | 円 | |
| 計 | 円 | |

(注) 変更前の内容を上段に括弧書きで記入してください。

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

補助事業者

6 添付書類

- (1) 高知県林業研修支援事業実施要領第2に規定する研修計画
- (2) 上記に掲げるもののほか、事業の変更内容の説明に必要な資料等

第3号様式～第4号様式 略

第4号様式の2（第15条関係）（削除）

第5号様式 略

第3号様式～第4号様式 略

第4号様式の2（第15条関係）

第 _____ 号
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

高知県知事 _____ 様

市町村長 _____

作業従事状況報告書

高知県林業研修支援事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり作業従事状況を報告します。

記

1 所属団体名

2 研修修了生氏名

(_____)

(_____)

(_____)

2 研修終了年月日

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 報告対象期間

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

4 作業日数

| | | |
|------------------------------|--|---|
| 今回報告期間 | | |
| 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から | | 日 |
| 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで | | |

5 添付資料

作業状況が確認できる資料等

(注) 研修終了グループごとに作成してください。

第5号様式 略